

公益社団法人福岡県看護協会選挙及び選挙管理委員会に関する規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 選挙管理委員会
- 第3章 選挙運動
- 第4章 役員等の選挙
- 第5章 雑則
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県看護協会（以下、「本会」という。）定款細則第11条により、選挙に必要な事項を定める。

(選挙の倫理)

第2条 選挙は、看護職の倫理を尊重し、看護職の名誉と品位を保持して、この規程を誠実に遵守し、厳正に施行されなければならない。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本会の役員、推薦委員（以下、「役員等」という。）の選挙に適用する。
2 本会の代議員（以下、「本会代議員」又は単に「代議員」という。）並びに日本看護協会（以下、「日看協」という。）代議員及び予備代議員（以下、「日看協代議員」と予備代議員を併せて「日看協代議員等」という。）の選挙に関することは、別に定める。

第2章 選挙管理委員会

(選挙事務の管理)

第4条 選挙に関する事務は、選挙管理委員会が管理する。ただし、総会における選挙執行時は議長の指揮下に入る。
2 選挙管理委員会は、本会の総務部に選挙管理委員会事務局（以下、「事務局」という。）を置く。
3 選挙管理委員長は、事務局長及び担当職員を指名することができる。
4 事務局は、選挙管理委員長の指揮命令に基づき、事務を行う。

(事務局)

第5条 事務局については別に定める。

(選挙管理委員会の組織等)

第6条 選挙管理委員会は、定款細則第9条によって選出される委員14人をもって構成し、そのうち1

人を委員長、1人を副委員長とする。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 選挙管理委員の任期は、選出された総会終結の翌日から次年度総会終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、委員が引き続き就任するときは、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて就任することができない。
- 5 任期の途中で委員が辞任し、欠員が生じたときは、当該委員が選出された地区支部から欠員を補うことができるものとする。

(選挙管理委員会の任務)

第7条 選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるよう、次の事項を担う。

- (1) 選挙に関する公示
- (2) 立候補又は候補者辞退の届出の受理
- (3) 推薦委員会からの役員等並びに日看協代議員等の推薦候補者名簿の受理
- (4) 地区支部からの本会代議員の推薦候補者名簿の受理
- (5) 立候補者及び推薦候補者の発表
- (6) 選挙運動の監督
- (7) 投票及び開票の管理
- (8) その他選挙事務の管理に必要なと認めた事項

(選挙の公示)

第8条 選挙管理委員会は、選挙の3カ月前までに、次の事項を正会員に公示するものとする。ただし、役員や候補者等の辞任その他緊急やむを得ない事由のあるときは、定款細則に定める役員等並びに日看協代議員等の立候補の締め切り2週間前までに追加の役員等並びに日看協代議員等の公示を行うことができるものとする。

- (1) 選挙する役職名等及び定数
- (2) 選挙期日及び場所
- (3) 立候補の届け出期間
- (4) その他必要と認めた事項

2 前項の規定にかかわらず、本会代議員の選挙の公示は別に定める。

3 選挙の公示は、機関紙又は電磁的方法（ホームページ）によってこれを行う。

(選挙公報)

第8条の2 選挙管理委員会は、定款第20条第1項に定める候補者の氏名、年齢、勤務先、日看協及び本会の活動歴並びに立候補者又は推薦委員会の推薦候補者について記載するほか、推薦候補者及び立

候補者が選挙管理委員会の定めるところにより提出した掲載文を、総会の30日前までに本会のホームページに掲載する。また、同様の内容を総会要綱に掲載する。

- 2 前項の掲載文は、会長候補者及び副会長候補者については800字以内、その他の候補者については200字以内とし、選挙管理委員会は原文のまま掲載しなければならない。ただし、定められた字数を超えるときは、超える部分は掲載しない。

第3章 選挙運動

(選挙運動の期間)

- 第8条の3 役員等の選挙運動の期間は、候補者の公示の日から総会の前日までとする。

(理事会の選挙運動の禁止)

- 第8条の4 理事会は、役員等の選挙において、会合の主催及びその他の選挙運動をしてはならない。

(選挙運動の禁止事項)

- 第8条の5 役員等の候補者及びその他の会員は、選挙運動として次の行為をしてはならない。また、会員以外の者にこれをさせてはならない。

- (1) 第8条の3に定める期間外に選挙運動をすること
 - (2) 第8条の2に定めるもののほか、電磁的方法による選挙運動及びはがき、ポスターその他の文書による選挙運動をすること
 - (3) 会員の自宅又は勤務先を個別訪問すること
 - (4) 新聞、雑誌その他の出版物に候補者に関する記事又は広告を掲載すること
 - (5) 利益を授受すること又はその約束をすること
 - (6) 供応をすること又はこれを受けること
 - (7) 電話又は電報により投票を依頼すること
 - (8) 投票のため乗り物や諸費用を提供すること
 - (9) 候補者を誹謗し、その他不正な手段で他人の当選を妨げること
 - (10) 選挙運動としての演説会をすること
- 2 選挙管理委員会は、前項の行為が行われたと判断した場合には、当該行為の中止勧告等を行い、当該事実を公表するものとする。

(選挙管理委員の選挙運動への関与の禁止)

- 第9条 選挙管理委員は、役員等、本会代議員並びに日看協代議員等の選挙運動に関与することができない。

第4章 役員等の選挙

(開票立会人)

第9条の2 会長は、役員等選挙において、予め正会員の中から開票立会人を2名選出し、開票に立ち会わせることができる。ただし、代議員及び被選挙人は開票立会人になることができない。

- 2 開票立会人は、開票に立ち会い、不正のないよう監視する。

(投票及び開票の管理)

第10条 選挙管理委員は、役員等の選挙について、第7条第7号の投票及び開票の管理事務として、次のことを行う。

- (1) 議長より出席代議員数の報告を受け、議長を除く出席代議員に投票用紙を配付する。
- (2) 投票開始前に投票箱を点検し、不正がないことを2人以上の出席代議員に確認させ、投票場に適宜配置する。
- (3) 投票に立ち会い、不正のないよう監視する。
- (4) 投票終了後、投票もれのないことを確認し、投票箱をその場で封印して所定の場所に保管する。
- (5) 開票を次により行う。開票にあたっては、前条に規定する開票立会人が立ち会う。

イ 選挙管理委員長の許可ある者以外は、開票場への立ち入りを禁止する。

ロ 投票総数を確認する。

ハ 有効投票と無効投票を分類する。

ニ 投票を集計する。

ホ 集計後の投票用紙は、集計種目別に2年間保管しておく。

- (6) 選挙管理委員長は、集計結果を一覧にして議長に提出する。
- (7) 選挙の経過を記録した選挙録を作成し、議長に提出する。なお、選挙録には選挙管理委員、議長及び前条に定める開票立会人が署名又は記名押印しなければならない。

- 2 前項の事務は、選挙管理委員長を除く委員の中から、4名から7名程度を互選によって選出し、これにあたるものとする。

(投票時間)

第11条 選挙管理委員会は、投票の開始及び終了の時刻を定める。

(投票形式)

第12条 投票は、記号を用い、無記名で行う。

(投票用紙の記載及び投函)

第13条 議長を除く出席代議員は、定款細則第7条、第8条の定めにより、候補者の中から役員等を選び、それぞれの改選定数ごとに指定の記号をつけ、これ

を投票箱に投函しなければならない。

(選挙の成立)

第 14 条 投票されたもののうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(無効投票)

第 15 条 次の投票は無効とする。

- (1) 「公益社団法人福岡県看護協会印」の捺印がある所定の用紙以外の用紙を使用したもの。
- (2) 改選定数を超えて記号を記載したもの。
- (3) 指定の記号以外の記号を記載したもの。

(無効投票がある場合の他の投票の効力)

第 16 条 記号の数が改選定数に満たない場合は、その数を有効とする。

2 前条第 3 号は、指定の記号で記載したものについては有効とする。

(当選人の決定)

第 17 条 選挙管理委員長から開票結果の報告を受けた議長は、役員等の当選人を決定し、速やかに会長及び議場の出席代議員に報告しなければならない。

- 2 役員等の当選人の決定は、次により行う。
 - (1) 有効投票の最多数を得た者から順次改選定数までの者を当選人とする。
 - (2) 得票同数者の中から当選人を決定する場合は、議長が抽選で決める。
 - (3) 候補者の数が改選定数と同数の場合は、信任投票とし、出席代議員の過半数の支持を得た者を当選人とする。

(異議の申し立て)

第 18 条 出席代議員は、役員等の選挙に関して異議申し立てを行うことができる。

- 2 異議申し立ては、開票日より 5 日以内とする。
- 3 異議申し立ては、理事会に対し、文書によって提起しなければならない。
- 4 裁定は、受理した日から 30 日以内に行わなければならない。

(選挙における議長の任務)

第 19 条 議長は、総会における役員等の選挙開始の宣言に先立ち、出席代議員数を確認しなければならない。確認後、出席代議員の入退席は禁止する。ただし、申し出により退席する場合はこの限りではない。

2 議長は、総会における役員等の選挙にかかる投票前に、前項の出席代議員数を選挙管理委員長に報告

しなければならない。

3 議長は、総会において、日看協代議員等の選挙にかかる投票結果を選挙管理委員長に報告させなければならない。

(選挙結果の公示)

第 20 条 会長は、当該選挙の結果を遅滞なく公示しなければならない。

第 5 章 雑則

(補則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、他の規程に定めがあるものを除き、選挙管理委員会又は事務局が別に定める。

(規程の改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、選挙管理委員会の議決を経て行い、その結果を理事会に報告するものとする。

2 前項にかかわらず、別に定めのある場合は、当該規定の改廃に準ずる。

附則

1 この規程は、公益社団法人福岡県看護協会の設立の登記の日から施行する。

附則

1 この改正規程は、平成 24 年度通常総会で定款改正承認後から施行する。

附則

1 この改正規程は、平成 27 年 1 月 8 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この改正規程は、平成 29 年 9 月 7 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 30 年度総会において活動するために増員された選挙管理委員は、公益社団法人福岡県看護協会細則第 9 条に定める平成 29 年度総会議長により選挙管理委員に定められたものとみなす。

附則

1 この改正規程は、令和元年 12 月 4 日から施行する。

附則

- 1 この改正規程は、令和2年5月1日から施行する。

附則

- 1 この改正規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この改正規程は、令和4年12月7日に施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 本会代議員の選挙に関する事項（第7条第1項第4号、第9条第1項（ただし、本会代議員の部分に限る）） 最初の代議員選挙を行う年に開催される通常総会の日の翌日
 - 二 本会代議員による総会での選挙に関する事項（第10条各項（ただし、同条第5号ホを除く）、第13条、第17条から第19条（ただし、第19条第3項を除く）） 最初の代議員選挙を行う年に開催される通常総会の日の翌日
 - 三 選挙管理委員に関する事項（第6条第1項、第6条第3項の削除）及び規程の改廃（第22条） 最初の代議員選挙を行う年に開催される通常総会の日の翌日

(経過措置)

- 2 第6条第5項の地区支部は、前項3号の施行日まで、職能委員会又は地区支部と読み替えて施行する。
- 3 第1項ただし書3号の規定に関わらず、本改正規程施行前に就任した選挙管理委員については、改正前第6条第4項で定める任期終了の日まで、なお従前のおりとする。